

安城市保健センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月6日

安城市長 三星元人

安城市規則第8号

安城市保健センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規
則

安城市保健センターの管理及び運営に関する規則（昭和62年安城市規則第8号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「午前8時30分から午後5時15分」を「午前9時から午後4時」に
改める。

第7条第3項中「又は」を「、又は」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。